

いじめらぼ

いじめの「コラボレーション」



スクールサポーター
(臨床心理士)
小林 真理

いじめ(一)

「いじめ」の定義って何だろうと問われた場合、どういうイメージをもたれるでしょうか。「やられた側が精神的苦痛を感じたらいいじめ」「長期的に繰り返されるものがいじめ」など、どれも「いじめ」と言われれば当てはまりそうな内容が次々と出てくることでしょう。

文科省は平成25年にいじめの防止、早期発見早期対応を推進するために、「いじめ防止対策推進法」を策定し、軽井沢町でも「軽井沢町いじめ防止等に関する条例」を平成29年度より策定しました。策定したからといって、すぐに何かが変わるということではありませんが、子どものより良い育ちのために、大人も子どもも共通の認識をもっていじめに向き合っていく、という目的をもっていきます。

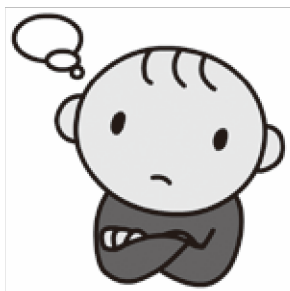
ここで、まず法律上のいじめの定義について紹介します。

法律上では大きく分けて4つのポイントがあります。それは①加害者・被害者の両方が児童生徒であること、②加害者・被害者の間に一定の人間関係があること、③加害者が被害者に対して、心理的・物理的な影響を与えるような行為をしたこと、④当該行為の対象となった被害児童生徒が心身の苦痛を感じていること、この①④をすべて満たしていることが、法律上のいじめの定義になります。要するに、あくまでも子ども同士の問題であり、保護者は定義に含まれないこと、面識のない子ども同士は定義に含まれないことが考えられ、これまでの「社会通念上のいじめ」と「法律上のいじめ」は同じではないのです。

文科省の発表によると、9割の児童生徒が加害者・被害者の経験があるということですが、そうなる、いじめは荒れた学校で起きているのではなく、どこにでも起き得るもの、という認識が大切になってくるのではないのでしょうか。とはいえ、認識は大切ではありますが、いじめに対して過剰に反応することをよしとしていることではありません。

ん。「いじめはどこでも起き得るもの」と認識し、もつとざっくばらんに向き合える、話し合えるくらい「いじめはあるのが前提」という考え方に、私たちの頭を変換していくことが大事なのだといえます。だからこそ、いじめに関しては初期段階のものも含めて積極的に認めて、その解決に向けて日頃から関わりあっていく、話し合っていくことが必要なのかもしれませんね。自分のやっていることが「いじめ」なのかどうか。何もしない子どもだけの世界だけで起きているわけではないかもしれません。大人の私たち一人ひとりも身の回りで起きていることについて思い返してみ、みんなで話し合えるといいですね。

来月以降は、いじめの加害者・被害者にどう関わるか、について少し触れていきます。



軽井沢の植物と

方言 4

シモツケ(下野)

町内の山地に生える落葉低木です。6月下旬から7月中旬まで、淡い紅色の花をつけます。日本名は、はじめに下野の国(栃木県)で発見されたことに由来します。

方言

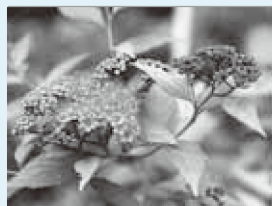
- ①アカバナ
- ②オコワグサ
- ③デンプバナ 等

由来

- ①アカバナは、紅色の花と、美しい花の意味です。
- ②オコワグサは、花の色が赤飯に似ていることに由来します。タデ科のイヌタデもオコワグサの方言があります。
- ③デンプバナは、花が咲いた様子がデンプ(食べ物)に似ていることにより来ます。

【参考文献】

佐藤邦雄(1978)
信州佐久の植物方言



赤飯に似た花 シモツケ

【問い合わせ】

植物園 電話 48-33337

『子育て』を 応援してください



入園希望者が多いため、引き続き臨時職員を募集しています。詳しくは、問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】
こども教育課 児童係 電話45-8672

職 種	保育士
資 格	18歳以上で65歳以下の保育士資格を有する方
募集人員	若干名
募集期限	随時
勤 務	7時30分～19時 シフト制
休 日	週休2日(休日出勤あり) 年末年始
給 与	日額 8,050円
待 遇	通勤費支給(規定有) 社会保険加入